# 第1章 計画の基本事項

### 1 策定の趣旨

生涯学習とは、子どもから大人まで将来にわたって充実した生活が送れるよう、必要な知識や技術の習得、また、趣味や文化活動、スポーツ、レクリエーションなど目的に応じて、いつでも、どこでも生涯を通して主体的に続ける学習活動のことです。 少子高齢化やグローバル化、所得格差の拡大等、社会環境が急激に変化している中、人々が豊かな人生を送るために生涯学習はより重要なものとなっています。

国においては、平成30 (2018) 年度を初年度とする「第3期教育振興基本計画」が 策定され、教育や生涯学習に関する方向性が示されています。また、愛知県において も、平成30 (2018) 年度を初年度とする「愛知県生涯学習推進計画(改訂版)」が策 定され、基本理念として「自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」 が掲げられています。

このたび、清須市では、清須市における生涯学習等に関する取り組みを総合的・計画的に推進するために、「清須市生涯学習推進計画」(以下「本計画」という。)を 策定します。本計画の策定にあたっては、国、愛知県の動向や、これまでの清須市の 教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ活動に関する施策の実施状況等を踏まえるとと もに、変化する社会情勢等に対応したものとします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「清須市第2次総合計画」を上位計画とし、教育、福祉、男女共同参画 等の各種計画との整合性を図り、策定します。

#### ■関連計画

	計画名							
国	「第3期教育振興基本計画」							
愛知県	「愛知県生涯学習推進計画(改訂版)」							
清須市	「清須市第2次総合計画」							
	・政策 6 豊かなこころとからだをはぐくむまちをつくる							
	「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」							
	「清須市男女共同参画プラン(中間見直し版)」							
	「清須市障害者基本計画」							
	「清須市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」							
	「清須市教育大綱」							
	「清須市教育委員会基本方針」							

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30 (2018) 年度から平成36 (2024) 年度までの7年間とします。

なお、平成32 (2020) 年度に本計画の見直しを行います。

#### ■計画の期間

H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
策定								
水足			日本」					
			見直し					
							改訂	

## 4 策定の体制

本計画は、次のような体制により策定しました。

#### ■策定の体制

